

# 紀伊半島大水害からの復興まちづくりの状況について

前都市研究センター研究主幹

(現国土交通省大臣官房付)

吉田 英一

## 1. はじめに

平成 28 (2016) 年台風 10 号等による今夏の豪雨災害により亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。また、災害からの復旧・復興に取り組んでおられる皆様方に敬意を表します。

平成 23 (2011) 年 9 月に上陸した台風 12 号は、記録的な大雨をもたらし、紀伊半島を中心に甚大な被害を発生させた。この台風 12 号とその後の台風 15 号による大災害は、紀伊半島大水害と名付けられた。

本稿においては、その発生から 5 年を経過した紀伊半島大水害からの復興まちづくりの状況について分析を行うこととする。

なお、本稿内容中の意見は、筆者個人に属するものである。

## 2. 紀伊半島大水害の被害概要

平成 23 (2011) 年台風 12 号は大型で動きが遅かったため、長時間にわたり台風周辺の非常に湿潤な空気が流れ込み、西日本から北日本にかけての山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨となった。特に紀伊半島では、総降水量は広い範囲で 1,000mm を超え、一部では 2,400mm を超えた。

これにより、全国で死者 82 名、行方不明者 16 名、全壊 380 戸、半壊 3,159 戸等の被害が発生した（消防庁調べ：平成 26 (2014) 年 12 月 26 日現在）。

このうち、特に被害が甚大であった三重県、奈良県及び和歌山県の被害状況は、図表 1 のとおりであり、死者・行方不明者は奈良県と和歌山県で、住家被害は和歌山県と三重県で多く、浸水関係では三県のうちでは和歌山県が最も多い被害であった。

【図表 1】紀伊半島大水害の三重県、奈良県及び和歌山県における人的・住家被害の状況  
単位：人的被害は人、住家被害は軒

県名	人的被害				住家被害					
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	計
			重傷	軽傷						
三重県	2	1	7	10	81	1,077	71	702	832	2,763
奈良県	14	10	5	1	48	71	14	13	37	183
和歌山県	56	5	5	3	240	1,753	83	2,698	3,146	7,920
計	72	16	17	14	369	2,901	168	3,413	4,015	10,866

備考：消防庁調べ（平成 26 (2014) 年 12 月 26 日現在）

河川については、長時間にわたる豪雨により、紀伊山地を流域とする熊野川において、既往最大の洪水となった。

熊野川本川及び支川相野谷川が氾濫し、浸水面積は和歌山県新宮市及び三重県紀宝町を合わせて約 430ha に達し、輪中堤の倒壊、排水機場や水位観測所の水没等の被害が発生した。

県が管理する河川についても、三重県の井戸川、志原川等において堤防の欠壊、越水等が多数発生した。奈良県の熊野川流域においては、河川周辺の斜面の崩壊により大量の土砂が河川内に流入し、河道閉塞や

河床の上昇が発生した。和歌山県内においても、熊野川、日高川、切目川、左会津川、古座川、太田川及び那智川が越水・溢水により氾濫し、浸水被害や土砂災害が発生した。

土砂災害は、全国 21 都道府県の 80 市町村で土石流等 94 件、地すべり 32 件、がけ崩れ 82 件、計 208 件が発生し、河道閉塞が 17 箇所が発生した（国土交通省調べ：平成 24（2012）年 9 月 27 日 13 時現在）。

このうち、特に被害が甚大であった三重県、奈良県及び和歌山県における土砂災害の状況は、図表 2 のとおりであった。

【図表 2】紀伊半島大水害の三重県、奈良県及び和歌山県における土砂災害の状況

単位：土石流等、地すべり及びがけ崩れは件、市町村数は団体

県名	土石流等	地すべり	がけ崩れ	市町村数	市町村名
三重県	13	2	25	9	伊賀市、紀北町、津市、金山町、紀宝町、南伊勢町、伊勢市、大台町、松阪市
奈良県	22	10	3	11	黒滝村、十津川村、御杖村、曾爾村、天川村、川上村、野迫川村、東吉野村、上北山村、五條市、下市町、吉野町
和歌山県	24	4	3	5	田辺市、みなべ町、有田川町、那智勝浦町、新宮市
計	59	16	31	25	

備考：国土交通省調べ（平成 24（2012）年 9 月 27 日 13 時現在）

三重県、奈良県及び和歌山県における崩壊土砂量は、豪雨による土砂災害としては戦後最大の崩壊量である約 1 億 m<sup>3</sup>（京セラドーム大阪又は東京ドーム約 80 杯の量に相当）と推定され、形成された河道閉塞の一部は降雨中に越流・決壊し、下流集落が土石流に襲われたほか、上流集落にも段波が押し寄せるなど、多大な被害が生じた。

台風 12 号に伴う降雨後も決壊せず河道が完全に閉塞した箇所のうち、今後の降雨等で越流・決壊した場合に甚大な被害が

生じるおそれのある大規模な河道閉塞が奈良県五條市赤谷（あかだに）、十津川村長殿（ながとの）、栗平（くりだいら）、野迫川村北股（きたまた）及び和歌山県田辺市熊野（いや）の 5 箇所で形成された。

なお、これらの箇所は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づく国土交通大臣による緊急調査（同法第 29 条第 1 項）の対象となった。これは、宮崎県新燃岳の火山噴火に対して行われた緊急調査に続くもので、河道閉塞対応としては

初めての適用事例である。

また、山間部の道路では通行止めが多発し、特に奈良県及び和歌山県においては、直轄国道 10 箇所、補助国道 53 箇所、県道 141 箇所、計 204 箇所で開催止めとなった。市町村道や林道についても土砂崩壊や落橋等が発生し、各所で通行止めとなった。

さらに、紀勢本線についても、各地で甚大な被害が発生した。熊野市駅構内の橋梁が破損し、多気駅・新宮駅間が運休となった（10 月 11 日までに復旧）。JR 西日本

が管轄する区間（愛称：きのくに線）においては、那智駅・紀伊天満駅間の橋梁の流失等により、新宮駅・湯浅駅間が部分運休となった（部分復旧を経て、橋梁の流失した新宮駅・紀伊勝浦駅間が 12 月 3 日に開通したことにより全線復旧）。

なお、平成 23（2011）年台風 12 号による豪雨災害については、図表 3 のように、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）が適用された。

【図表 3】平成 23（2011）年台風 12 号による豪雨災害に係る災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用状況

	災害救助法			被災者生活再建支援法		
	適用市町村	適用決定日	適用日	適用市町村	適用決定日	適用日
三重県	熊野市、南牟婁郡御浜町、同紀宝町	9月4日	9月2日	熊野市、南牟婁郡紀宝町	9月16日	9月2日
奈良県	五條市、宇陀郡御杖村、吉野郡吉野町、同下市町、同黒滝村、同天川村、同野迫川村、同十津川村、同川上村、同東吉野村	9月5日	9月2日	五條市、吉野郡天川村、同野迫川村、同十津川村	9月16日	9月2日
和歌山県	田辺市、新宮市、日高郡日高川町、東牟婁郡那智勝浦町、同古座川町	9月5日	9月2日	県内全域	9月14日・9月26日	9月2日
岡山県	玉野市	9月6日	9月2日	玉野市、倉敷市	9月22日・11月11日	9月2日

備考：内閣府調べ（平成 24 年 9 月 28 日 22 時現在）

また、紀伊半島大水害での三重県、奈良県及び和歌山県における避難の状況は、別表 4 のとおりであり、平成 26（2014）年 12 月 26 日に至って、奈良県内で発令され

ていた避難指示・勧告が解除され、これにより、避難指示及び避難勧告はすべて解除となった。

【図表 4】紀伊半島大水害での三重県、奈良県及び和歌山県の実避難者数の推移

単位：人

日時	三重県	奈良県	和歌山県	計
平成23年9月3日	0	0	0	0
平成23年9月4日	1,631	202	2,968	4,801
平成23年9月5日	1,130	871	492	2,493
平成23年9月6日	929	911	492	2,332
平成23年9月7日	624	356	913	1,893
平成23年9月8日	450	339	688	1,477
平成23年9月9日	303	322	688	1,313
平成23年9月12日	251	184	476	911
平成23年9月13日	249	188	443	880
平成23年9月14日	236	188	416	840
平成23年9月16日	225	163	364	752
平成23年9月20日	225	138	539	902
平成23年9月21日	565	139	546	1,250
平成23年9月22日	293	139	316	748
平成23年9月24日	193	199	256	648
平成23年9月26日	193	199	5	397
平成23年9月28日	181	125	243	549
平成23年9月30日	181	127	229	537
平成23年10月5日	138	118	214	470
平成23年10月19日	91	174	183	448
平成23年10月24日	91	173	180	444
平成23年11月2日	44	164	146	354
平成23年12月15日	7	133	67	207
平成26年12月26日	—	—	—	—

備考：「2011年紀伊半島大水害 国土交通省近畿地方整備局 災害対応の記録」及び「平成23年台風第12号による被害状況及び消防機関の活動状況等について（最終報）総務省消防庁」に基づき作成。

### 3. 復興まちづくりの状況

三重県においては、平成23（2011）年12月、三重県災害対策本部を廃止し、紀伊半島大水害による被災地域の早期の復旧・復興及び地域の特色を活かした災害に強い地域づくりを推進するため、三重県紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議を設置した。

奈良県においては、平成23（2011）年10月に奈良県紀伊半島大水害復旧・復興推進本部を設置し、翌平成24（2012）年3月、「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画」及び「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計

画アクション・プラン」を決定した。これらは、平成23年度から平成32年度までを計画期間とし、「新しい集落づくり」として、「急峻な山間部において発生した今回の災害では、土砂崩落により多くの建物が流失し、さらに、土砂崩壊の危険により、一部地域では避難が長期化している。また、被災地域の大半では従来から過疎化・高齢化が進行しており、今回の災害で地域コミュニティの維持がさらに困難になるおそれがある。」、また、「安全・安心で、住み心地が良く、地域コミュニティが維持されるような集落、働き口があって自立でき、交流が

促進され、人が集まるような集落を目標に、新しい集落づくりを行っていく。」とされた。

また、同県五條市においては、平成 24 (2012) 年 3 月、計画策定時 (平成 23 年度) から平成 29 年度までを計画期間とする「五條市大塔町災害復旧・復興計画」を策定した。同県野迫川村においても、平成 24 (2012) 年 3 月、復旧復興期 (平成 23 年度～平成 25 年度)、復興発展期 (平成 26 年度～) を経たおおむね 5 年後の姿を見据えた計画である「野迫川村紀伊半島大水害

復旧復興計画」を策定した。同県十津川村においては、平成 24 (2012) 年 4 月、平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間とする「十津川村復興計画」を策定し、集落移転の必要性を検討することとした。

同県内において、応急仮設住宅は、①五條市 2 箇所 57 戸 (プレハブ)、②野迫川村 1 箇所 27 戸 (木造) 及び③十津川村 4 箇所 30 戸 (木造) の計 114 戸が建設された。入居世帯数の状況は、図表 5 のとおりである。

【図表 5】奈良県における応急仮設住宅入居世帯数の推移

単位：世帯

市町村名	五條市	野迫川村	十津川村	計
平成24年6月7日	56	26	26	108
平成24年8月24日	56	26	26	108
平成24年11月19日	48	26	26	100
平成25年2月1日	50	25	24	99
平成25年5月31日	40	25	21	86
平成25年8月23日	39	25	19	83
平成25年11月15日	28	25	15	68
平成26年2月7日	33	25	16	74
平成26年5月30日	26	25	0	51
平成26年9月1日	10	0	0	10
平成26年11月17日	7	0	0	7

備考：奈良県「紀伊半島大水害 復旧・復興の現状と取組」に基づき作成。

同県内においては、平成 26 (2014) 年 7 月までに復興住宅 24 戸 (五條市阪本 (天辻) 地区 4 戸・宇井地区 2 戸、野迫川村北股地区 5 戸、十津川村谷瀬地区 4 戸・猿飼 (高森) 地区 9 戸) すべてが完成し、避難者が入居済みとなった。

なお、平成 26 年度末には、復旧がおおむね完了したため、奈良県伊半島大水害復旧・復興推進本部会議の開催は、平成 27 (2015) 年 2 月の会議をもって最後となっている。また、「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画」は、同年 3 月に「奈良県南

部振興基本計画」及び「奈良県東部振興基本計画」に統合され、被災地域も含めた南部東部地域のさらなる振興を図ることとされた。

和歌山県においては、紀伊半島大水害からの早期復旧・復興のため、平成 23 (2011) 年 11 月、和歌山県復旧・復興本部を設置し、「和歌山県復旧・復興アクションプログラム」を策定した。

また、同県新宮市においては、平成 24 (2012) 年 10 月、平成 24 年度から 29 年度までを計画期間とし、同市全域を対象と

しながら、その中でも特に被害が大きかった高田地区及び熊野川町地区が重点地区と位置付けた「新宮市災害復興計画」を策定した。

同県内の応急仮設住宅は、①田辺市伏菟野6戸（平成23年10月4日着工、10月28日完成）、②新宮市熊野川町日足18戸（平成23年10月14日着工、11月7日完成）及び③那智勝浦町天満20戸（平成23

年10月17日着工、11月10日完成）の計44戸が建設され、平成27（2015）年3月27日をもって全応急仮設住宅入居者が退去した（図表6）。

また、同年には、同県において、第70回国民体育大会「紀の国わかやま国体」及び第15回全国障害者スポーツ大会「紀の国わかやま大会」が成功裡に開催された。

【図表6】和歌山県における応急仮設住宅入居世帯数の推移

単位：世帯

市町村名	田辺市	新宮市	那智勝浦町	計
平成24年12月28日	5	7	12	24
平成25年3月31日	3	5	11	19
平成26年3月31日	2	0	0	2
平成27年3月27日	0	0	0	0

備考：和歌山県「復旧・復興アクションプログラム これまでの進捗状況」に基づき作成。

平成24（2012）年4月には、大規模崩壊斜面や天然ダムの決壊による二次災害のおそれのある箇所について、緊急的に砂防事業を実施し、安全を確保することを目的として、近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所が奈良県五條市に新設された。平成28（2016）年9月現在、同事務所においては、次の地区について工事が進められているが、依然として土砂災害の対策工事は完了していない。

【奈良県内：河道閉塞4箇所】

- ・赤谷地区（奈良県五條市大塔町）：下流堰堤等
- ・長殿地区（奈良県吉野郡十津川村）：斜面対策等
- ・栗平地区（奈良県吉野郡十津川村）：砂防堰堤等
- ・北股地区（奈良県吉野郡野迫川村）：堰堤

本体等

【奈良県内：大規模斜面崩壊2箇所】

- ・清水[宇井]地区（奈良県五條市大塔町）：下流護岸設置等
- ・坪内地区（奈良県吉野郡天川村）：斜面対策等

【和歌山県内：河道閉塞1箇所】

- ・熊野地区（和歌山県田辺市）：流路工等
- 【和歌山県内：大規模斜面崩壊1箇所】
- ・三越地区（和歌山県田辺市本宮町）：周辺整備等

【和歌山県内：二級水系那智川での土石流被害】

- ・那智川地区（和歌山県東牟婁郡那智勝浦町）：堰堤等

なお、平成28（2016）年4月には、和歌山県那智勝浦町に、土砂災害に関する研究及び啓発の拠点となる施設として和歌山

県土砂災害啓発センターが設置された。同センター2階には、国土交通省近畿地方整備局の大規模土砂災害対策技術センターが入所し、大規模土砂災害に係る建設技術の研究及び開発を推進することとされている。

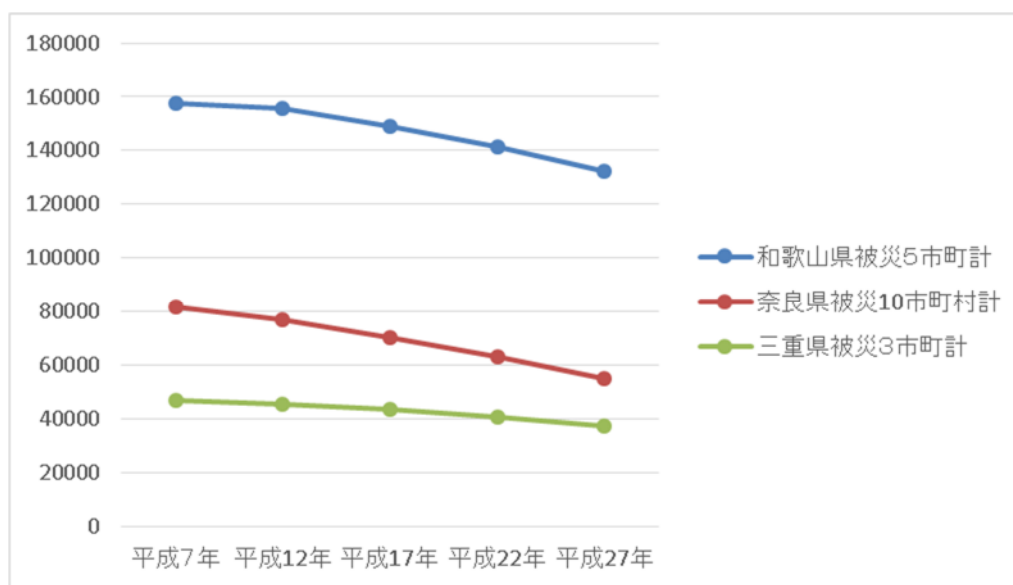
このような各方面の状況を踏まえると、紀伊半島大水害からの復興まちづくりは、依然として途上にあると言ったことができよう。

#### 4. 統計データから見た復興状況

##### (1) 人口

三重県、奈良県及び和歌山県内の紀伊半島大水害により災害救助法の適用対象となった市町村について、大水害が発生した平成23(2011)年の前後に当たる平成7(1995)年から平成27(2015)年までの人口の推移を見ると、図表7のとおりであり、大水害発生の前後で大水害発生前の人口が減少する傾向は変わらないものの、大水害発生後は人口の減少が加速している。

【図表7】 三重県、奈良県及び和歌山県内の災害救助法適用市町村における人口の推移  
単位：人



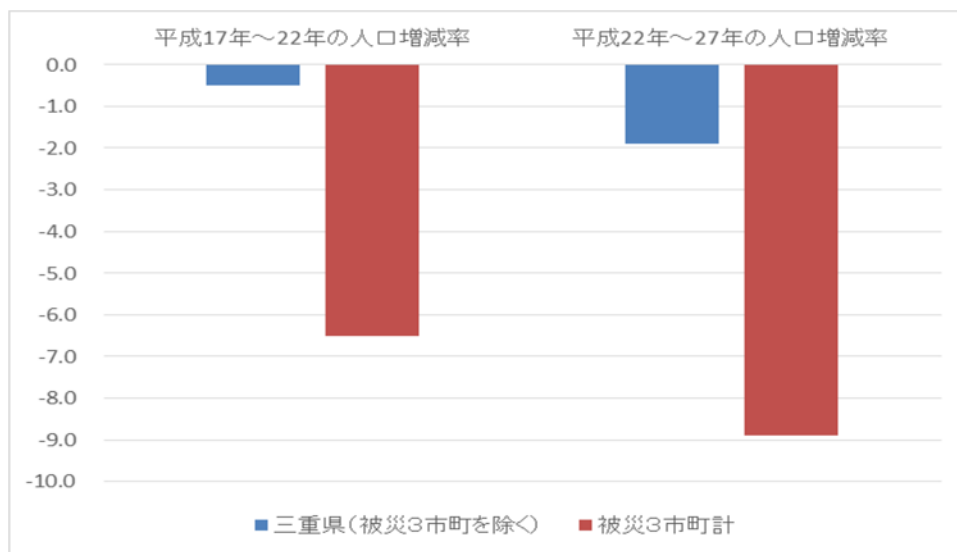
備考：平成27(2015)年の人口データは、同年の国勢調査速報集計による。

次に、それぞれの県内において、大水害により災害救助法の適用対象となった市町村以外の市町村と同法の適用対象となった市町村との間で、大水害が発生した平成23(2011)年の前の5年間に当たる平成17(2005)年から平成22(2010)年までの人口増減率と紀伊半島大水害が発生した後を含む5年間に当たる平成22(2010)年

から平成27(2015)年までの人口増減率を比較すると、三重県内においては、大水害発生の前後で人口が減少する傾向は変わらないものの、災害救助法の適用対象となった市町の方がより急激に人口が減少している(図表8)。

【図表 8】三重県内における大水害発生前後の人口増減率

単位：％

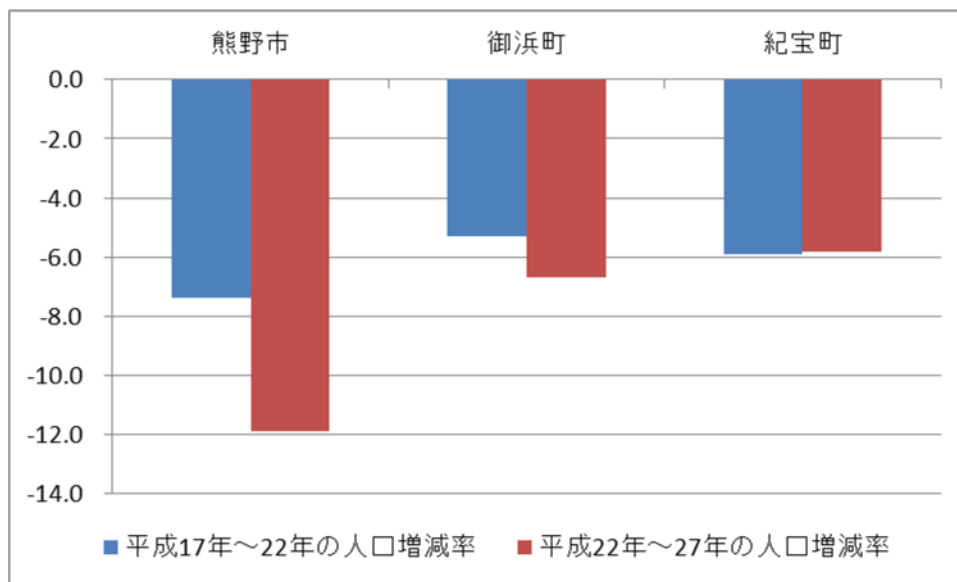


備考：平成 27（2015）年の人口データは、同年の国勢調査速報集計による。

また、三重県内の災害救助法の適用対象となった市町ごとの人口増減率を見ると、熊野市及び御浜町では、大水害発生前の人口減少率を上回る減少率となった(図表 9)。

【図表 9】三重県内の災害救助法の適用対象となった市町ごとの人口増減率

単位：％



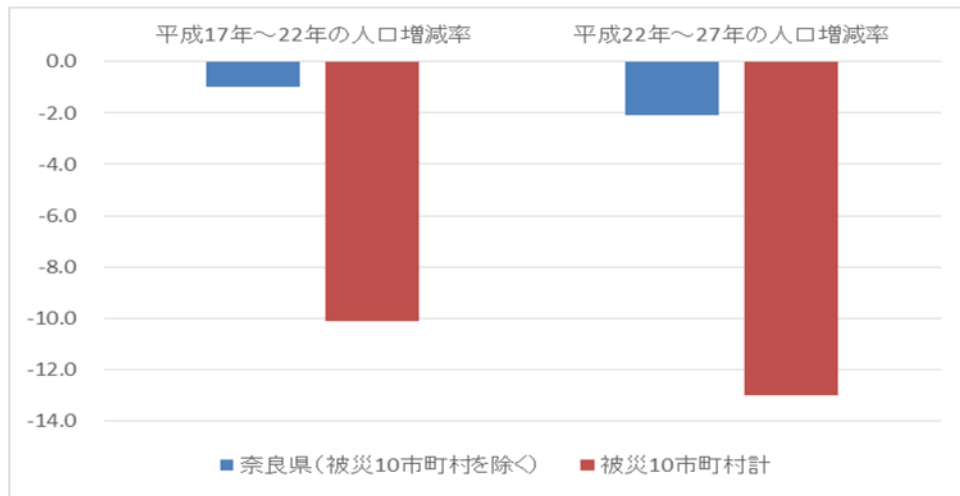
備考：平成 27（2015）年の人口データは、同年の国勢調査速報集計による。

奈良県内においても、大水害発生の前後で人口が減少する傾向は変わらないものの、災害救助法の適用対象となった市町村の方がより急激に人口が減少している（図表 10）。



【図表 10】 奈良県内における大水害発生前後の人口増減率

単位：%



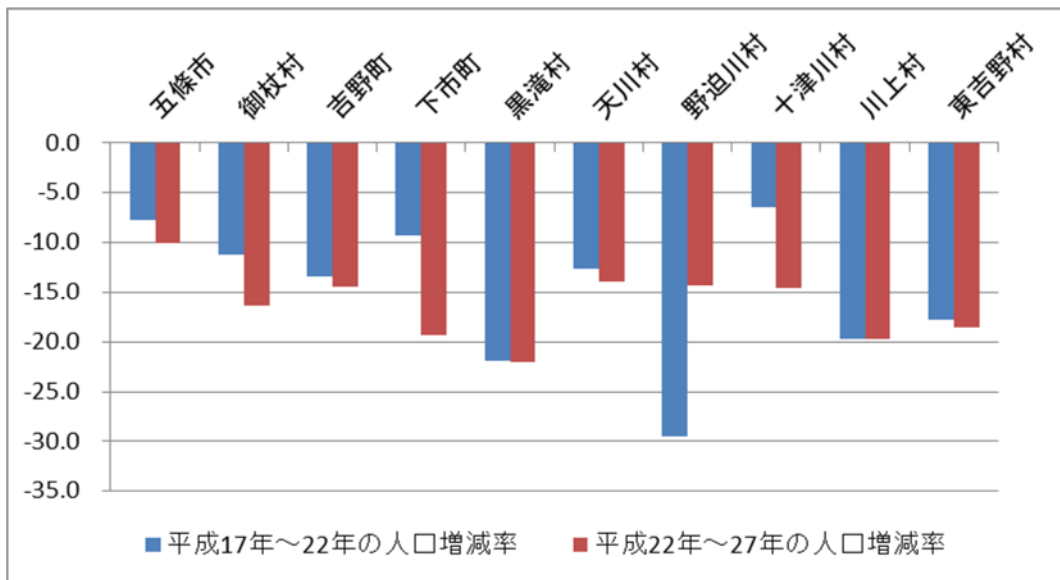
備考：平成 27（2015）年の人口データは、同年の国勢調査速報集計による。

また、奈良県内の災害救助法の適用対象となった市町村ごとの人口増減率を見ると、五條市、御杖村、吉野町、下市町、黒滝村、

天川村、十津川村及び東吉野村では、大水害発生前の人口減少率を上回る減少率となった（図表 11）。

【図表 11】 奈良県内の災害救助法の適用対象となった市町村ごとの人口増減率

単位：%



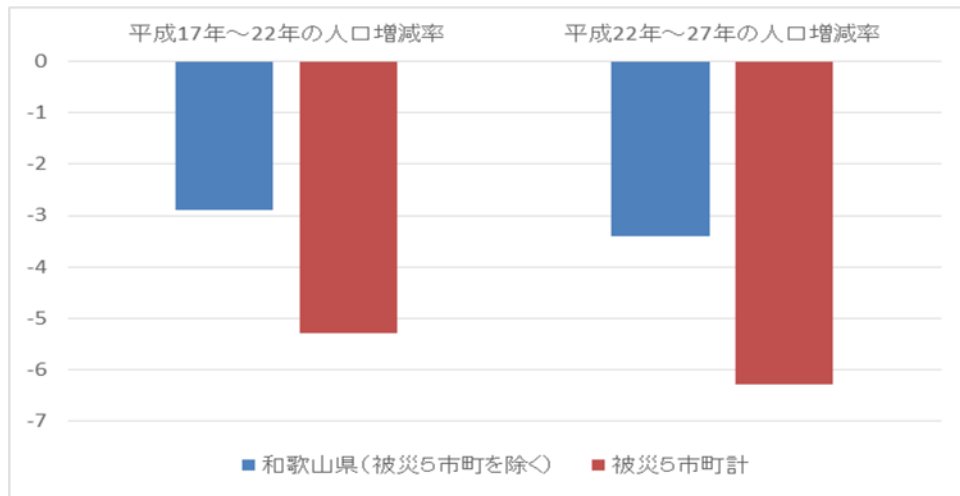
備考：平成 27（2015）年の人口データは、同年の国勢調査速報集計による。

和歌山県内においても、大水害発生の前後で人口が減少する傾向は変わらないものの、災害救助法の適用対象となった市町の

方がより急激に人口が減少している（図表 12）。

【図表 12】和歌山県内における大水害発生前後の人口増減率

単位：％



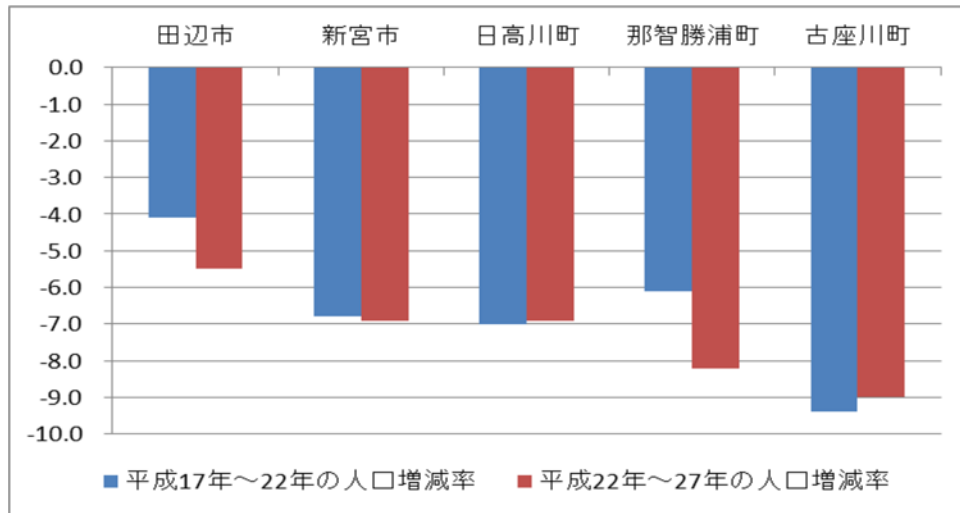
備考：平成 27（2015）年の人口データは、同年の国勢調査速報集計による。

また、和歌山県内の災害救助法の適用対象となった市町ごとの人口増減率を見ると、田辺市、新宮市及び那智勝浦町では、大水害発生前の人口減少率を上回る減少率とな

った（図表 13）。

【図表 13】和歌山県内の災害救助法の適用対象となった市町ごとの人口増減率

単位：％



備考：平成 27（2015）年の人口データは、同年の国勢調査速報集計による。

以上のような人口の状況を踏まえると、多くの被災市町村において、紀伊半島大水害が過疎化の進展に影響したとすることができよう。

## （2）所得

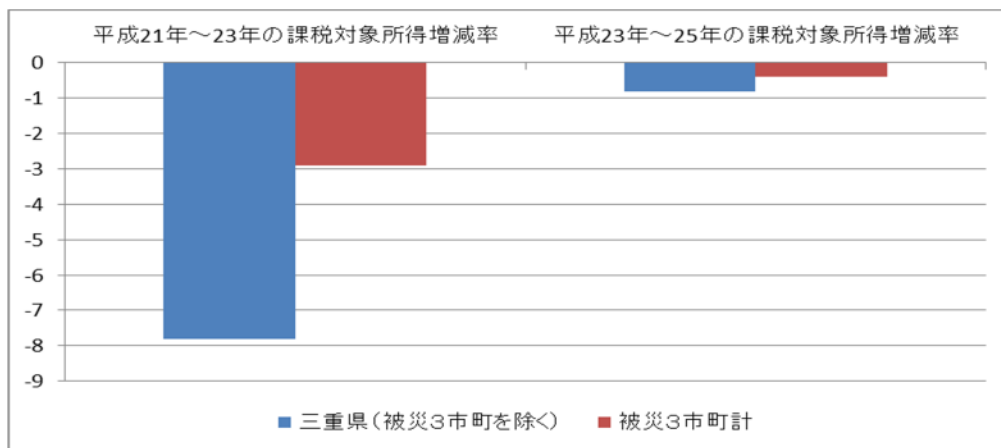
次に、紀伊半島大水害が発生した平成 23（2011）年の前の 3 年間に当たる平成 21（2009）年から平成 23（2011）年までの課税対象所得増減率と紀伊半島大水害が発

生した後の3年間に当たる平成23(2011)年から平成25(2013)年までの3年間の課税対象所得増減率を比較すると、三重県内においては、大水害発生の前後で課税対

象所得が減少する傾向及び災害救助法の適用対象となった市町以外の市町村の方がより急激に課税対象所得が減少する傾向は変わっていない(図表14)。

【図表14】 三重県内における大水害発生前後の課税対象所得増減率

単位：%



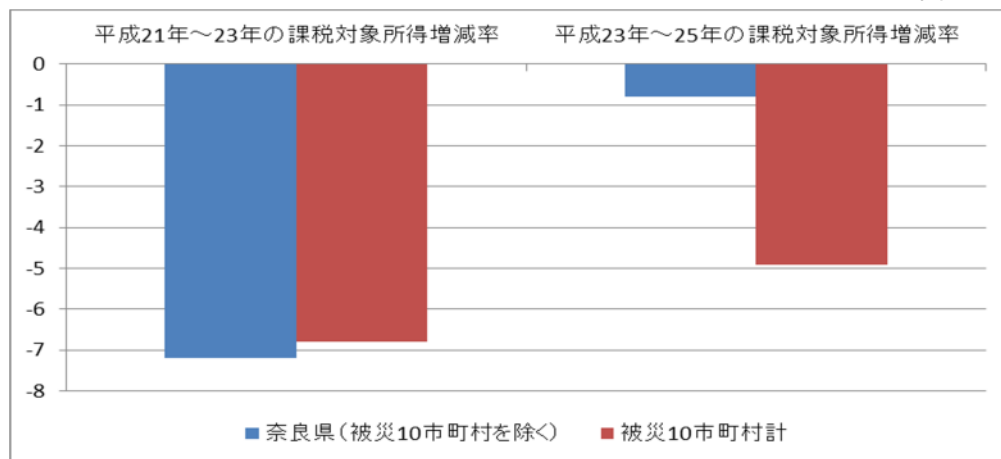
備考：総務省「市町村税課税状況の調」に基づき作成。

奈良県内においては、大水害発生の前後で課税対象所得が減少する傾向は変わらないものの、災害救助法の適用対象となった市町村では、大水害発生前はそれ以外の市

町村よりも課税対象所得の減少がやや緩やかであったものが、大水害発生後はより急激に課税対象所得が減少しており、大水害の影響が伺われる(図表15)。

【図表15】 奈良県内における大水害発生前後の課税対象所得増減率

単位：%



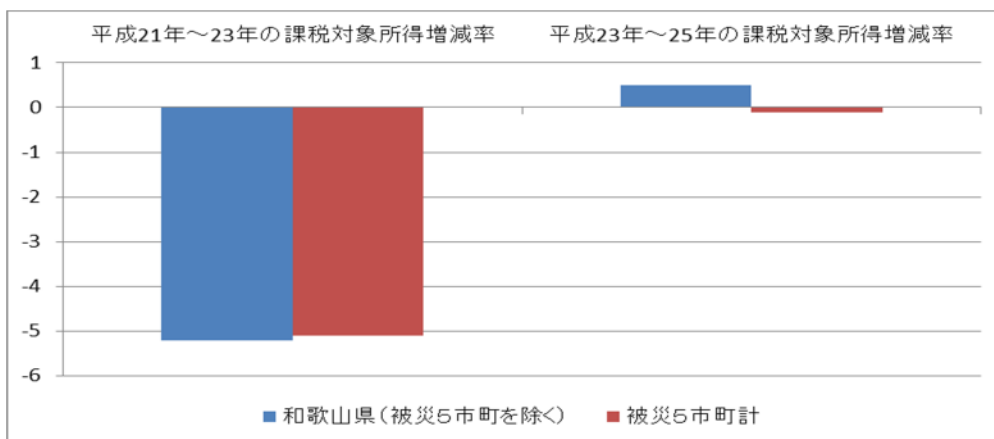
備考：総務省「市町村税課税状況の調」に基づき作成。

和歌山県内においては、大水害派生の後、災害救助法の適用対象となった市町以外の市町村で課税対象所得は増加に転じ、同法

の適用対象となった市町では課税対象所得が減少する傾向は続いているものの、おおむね横ばいとなっている(図表16)。

【図表 16】和歌山県内における大水害発生前後の課税対象所得増減率

単位：％



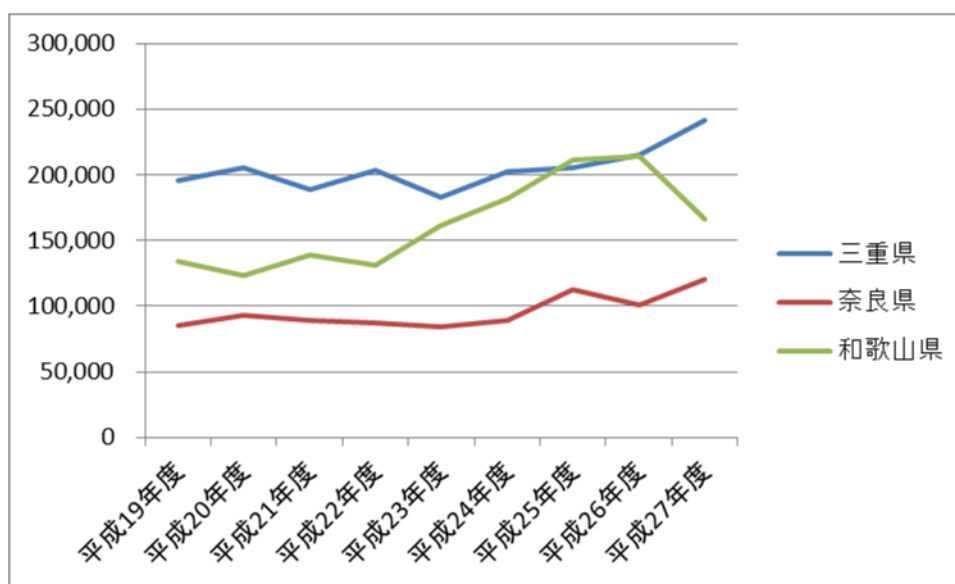
備考：総務省「市町村税課税状況の調」に基づき作成。

### (3) 公共工事

紀伊半島大水害が発生した平成 23(2011)年の前後に当たる平成 19(2007)年度から平成 27(2015)年度までの公共工事の工事場所別の請負金額の推移を見ると、三重県では大水害発生の平成 23(2011)年

度以降増加傾向にあり、奈良県でも大水害発生の平成 23(2011)年度から 25(2013)年度まで及び平成 27(2015)年度に増加し、和歌山県では大水害発生前の平成 22(2010)年度から平成 26(2014)年度まで増加した(図表 17)。

【図表 17】三重県、奈良県及び和歌山県における公共工事の工事場所別の請負金額の推移  
単位：百万円



備考：公共工事前払金保証統計（北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、西日本建設業保証株式会社）に基づき作成。

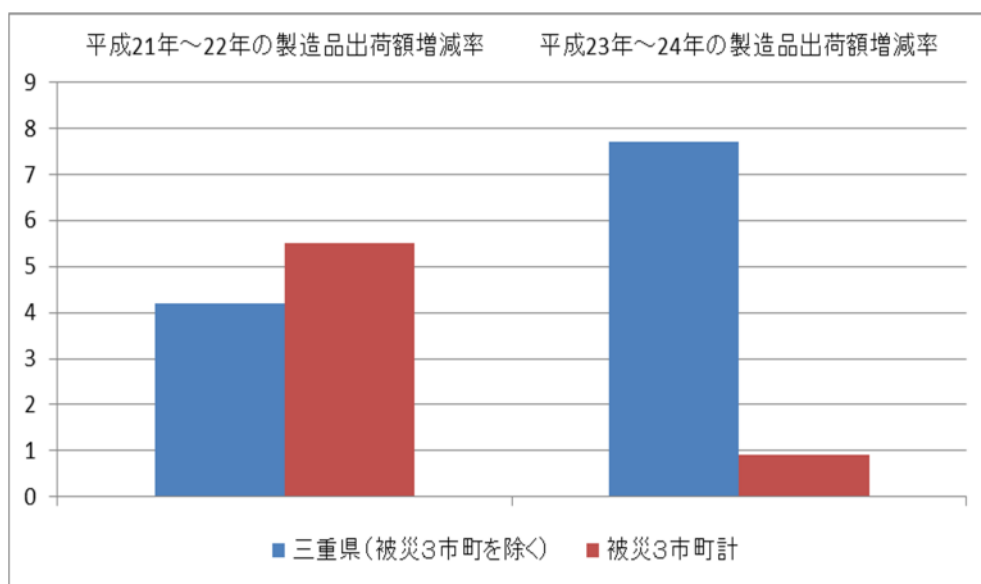
#### (4) 工業

紀伊半島大水害が発生した平成 23(2011)年の前の 2 年間に当たる平成 21 (2009)年から平成 22 (2010) 年までの製造品出荷額増減率と紀伊半島大水害が発生した後の 2 年間に当たる平成 23 (2011) 年から平成 24 (2012) 年までの 2 年間の製造品出荷額増減率を比較すると、三重県内にお

いては、大水害発生の前後で製造品出荷額が増加する傾向は変わっていないが、大水害発生後は、災害救助法の適用対象となった市町以外の市町村の方がより急激に製造品出荷額が増加し、同法の適用対象となった市町の製造品出荷額の増加率を上回る増加率となった (図表 18)。

【図表 18】 三重県内における大水害発生前後の製造品出荷額増減率

単位：%



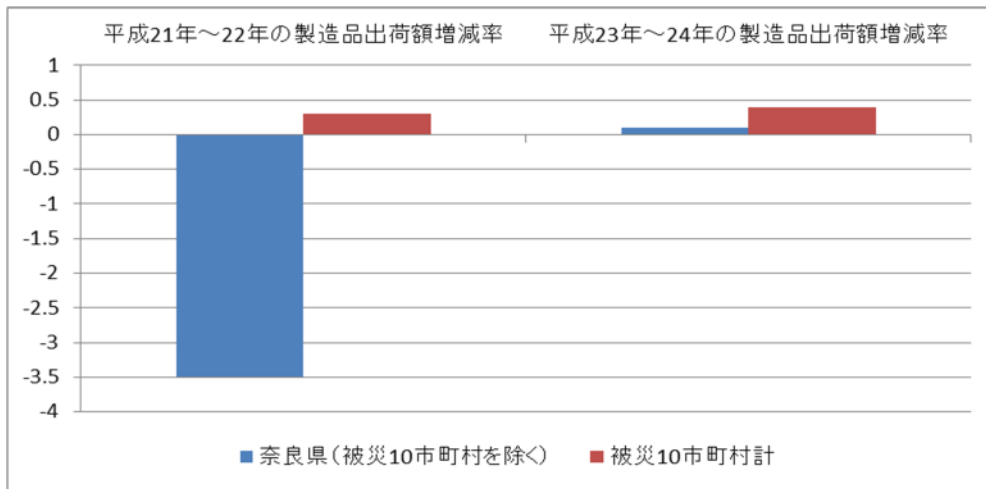
備考：経済産業省「工業統計調査」に基づき作成。

奈良県内においては、災害救助法の適用対象となった市町村以外の市町村では、大水害発生前は製造品出荷額が減少していたが、大水害発生後は増加に転じた。一方、

同法の適用対象となった市町村では、大水害の発生にもかかわらず、製造品出荷額の増加傾向に変わりなかった (図表 19)。

【図表 19】 奈良県内における大水害発生前後の製造品出荷額増減率

単位：%



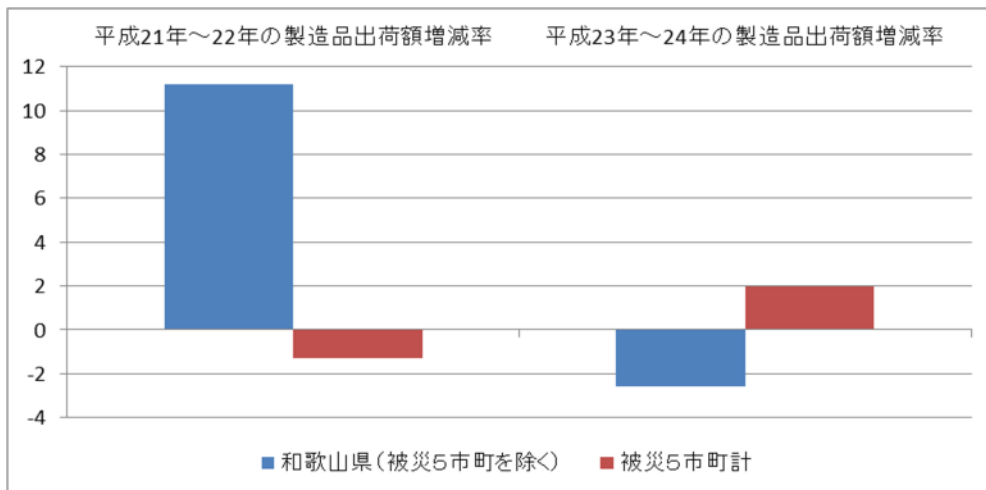
備考：経済産業省「工業統計調査」に基づき作成。

和歌山県内においては、災害救助法の適用対象となった市町以外の市町村では、大水害発生前は製造品出荷額が増加していたが、大水害発生後は減少に転じた。これに

対し、同法の対象となった市町では、逆に、大水害発生前は減少していた製造品出荷額が大水害発生後は増加に転じた(図表 20)。

【図表 20】 和歌山県内における大水害発生前後の製造品出荷額増減率

単位：%



備考：経済産業省「工業統計調査」に基づき作成。

### (5) 商業

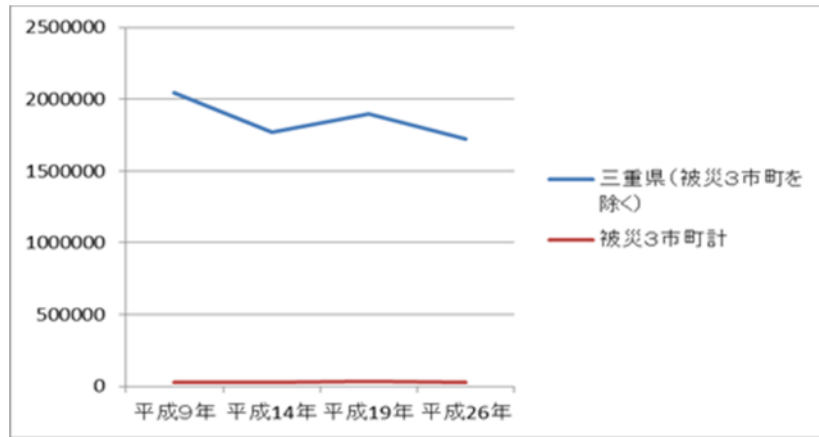
紀伊半島大水害が発生した平成 23(2011)年の前後に当たる平成 9 (1997) 年から平成 26 (2014) 年までの小売業年間商品販

売額の推移を見ると、三重県、奈良県及び和歌山県内ともに、災害救助法の対象となった市町村以外の市町村及び同法の対象となった市町村の双方とも減少傾向にあり、大水害の発生によっても、この減少傾向に

変わりはない（図表 21～23）。

【図表 21】 三重県内における大水害発生前後の小売業年間商品販売額の推移

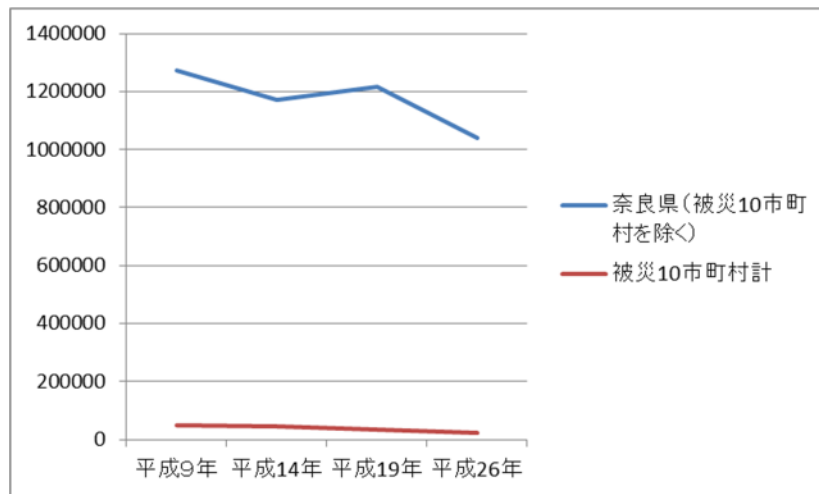
単位：百万円



備考：経済産業省「商業統計調査」に基づき作成。

【図表 22】 奈良県内における大水害発生前後の小売業年間商品販売額の推移

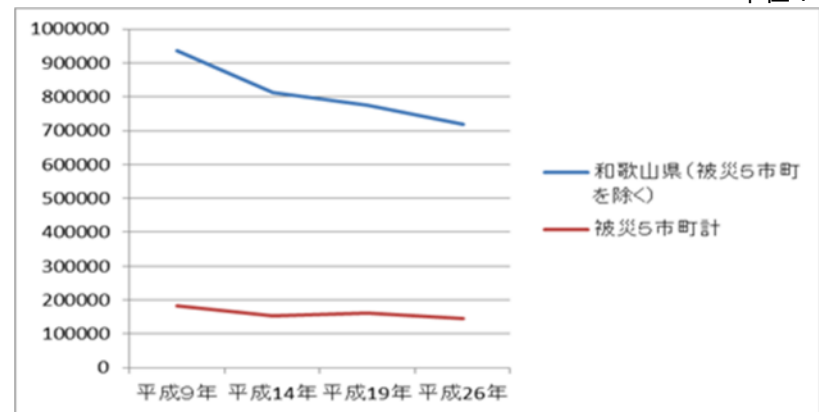
単位：百万円



備考：経済産業省「商業統計調査」に基づき作成。

【図表 23】 和歌山県内における大水害発生前後の小売業年間商品販売額の推移

単位：百万円



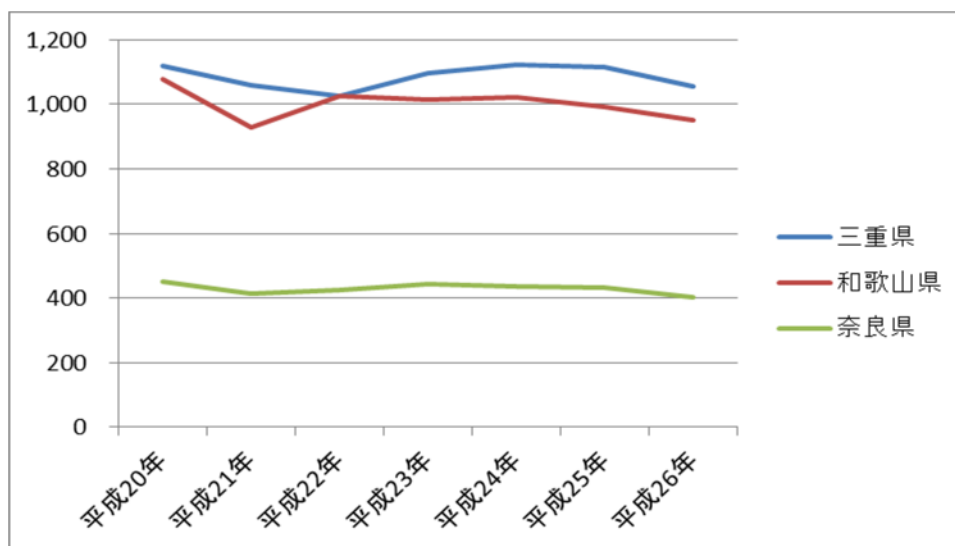
備考：経済産業省「商業統計調査」に基づき作成。

## (6) 農業

農業産出額については、市町村別の統計データがないようであるので、紀伊半島大水害が発生した平成 23 (2011) 年の前後に当たる平成 20 (2008) 年度から平成 26

(2014) 年度までの都道府県別農業産出額の推移を見ると、三重県、奈良県及び和歌山県とも、大水害発生年にそれほど大きな落ち込みはなく、大水害にもかかわらず、ほぼ横ばいであった (図表 24)。

【図表 24】 三重県、奈良県及び和歌山県における都道府県別農業産出額の推移  
単位：億円



備考：農林水産省「生産農業所得統計」に基づき作成。

## (7) 漁業

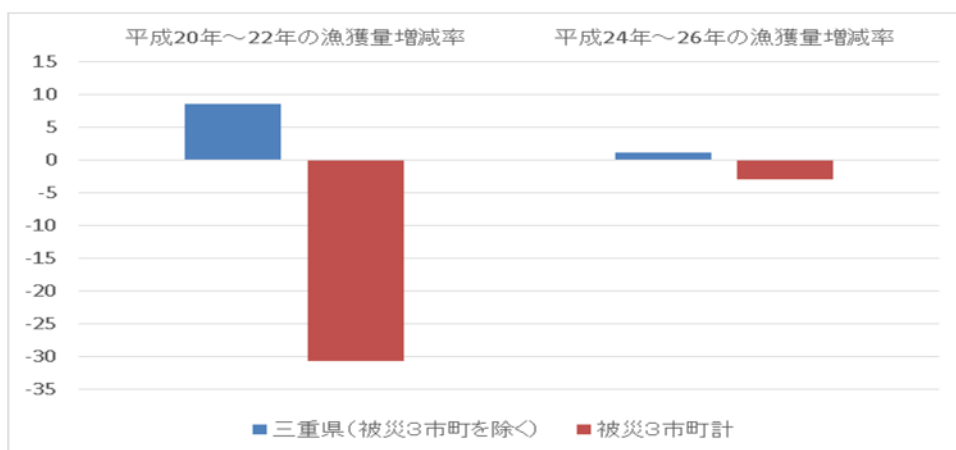
紀伊半島大水害が発生した平成 23 (2011) 年の前の 3 年間に当たる平成 20 (2008) 年から平成 22 (2010) 年までの海面漁業漁獲量増減率と紀伊半島大水害が発生した後の 3 年間に当たる平成 24 (2012) 年から平成 26 (2014) 年までの海面漁業漁獲

量増減率を比較すると、三重県内においては、大水害発生前後で、災害救助法の適用対象となった市町以外の市町村の海面漁業漁獲量が増加する傾向及び同法の適用対象となった市町の海面漁業漁獲量が減少する傾向に変わりはないが、それぞれ、増加率及び減少率は低下している (図表 25)。



【図表 25】 三重県内における大水害発生前後の漁獲量増減率

単位：%



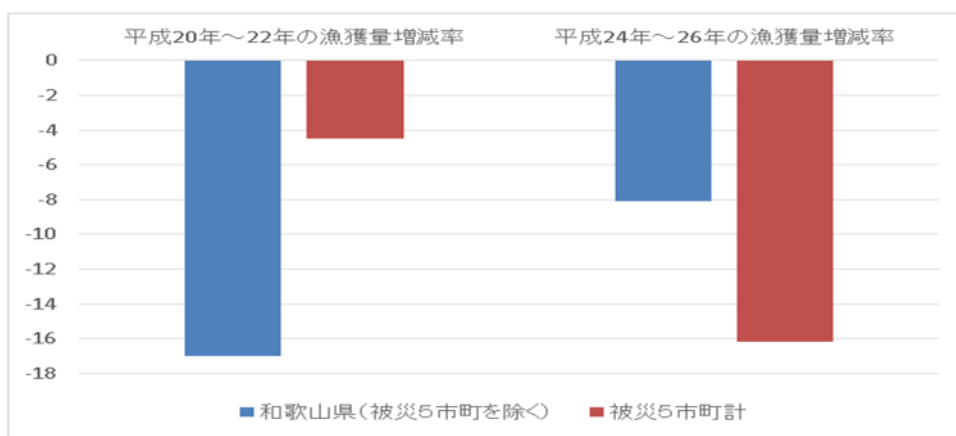
備考：農林水産省「海面漁業生産統計調査」に基づき作成。

また、和歌山県内においては、大水害発生前後で、災害救助法の適用対象となった市町以外の市町村及び同法の適用対象となった市町ともに海面漁業漁獲量が減少する

傾向に変わりはないが、減少率は逆転し、同法の適用対象となった市町の減少率は、同法の適用対象となった市町以外の市町村の減少率を上回っている（図表 26）。

【図表 26】 和歌山県内における大水害発生前後の漁獲量増減率

単位：%



備考：農林水産省「海面漁業生産統計調査」に基づき作成。

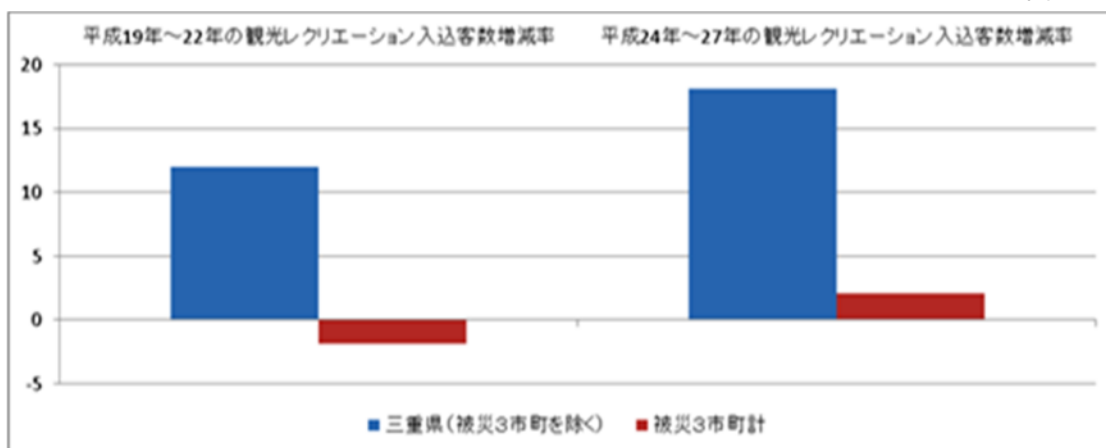
### (8) 観光

三重県内において、紀伊半島大水害が発生した平成 23 (2011) 年の前の 4 年間に当たる平成 19(2007)年から平成 22(2010)年までの観光レクリエーション入込客数増減率と紀伊半島大水害が発生した後の 4 年間に当たる平成 24 (2012) 年から平成 27 (2015) 年までの観光レクリエーション入

込客数増減率を比較すると、大水害発生前後で、災害救助法の適用対象となった市町以外の市町村の観光レクリエーション入込客数が増加する傾向に変わりはないが、同法の適用対象となった市町の観光レクリエーション入込客数は減少傾向から増加傾向へと転じた（図表 27）。

【図表 27】 三重県内における大水害発生前後の観光レクリエーション入込客数増減率

単位：%



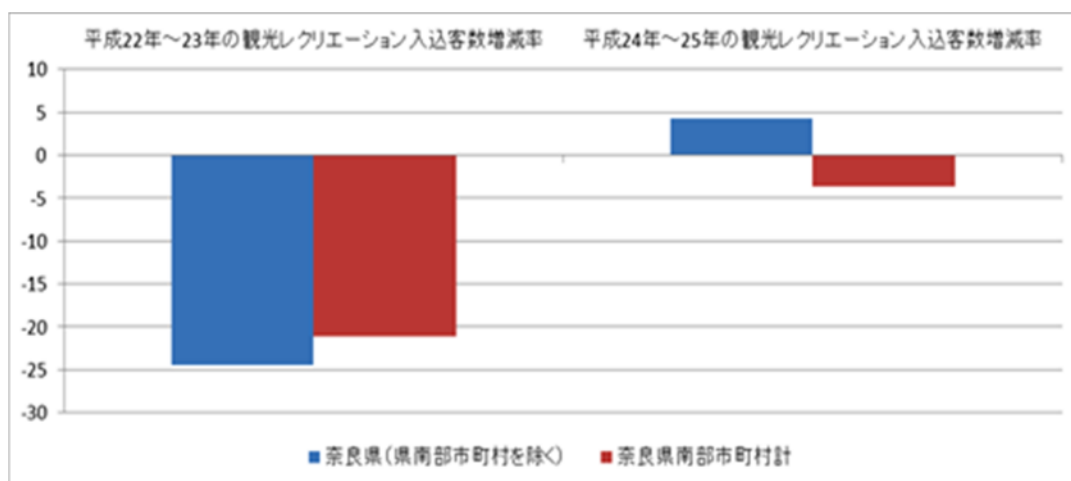
備考：三重県「観光レクリエーション入込客数推計」に基づき作成。

奈良県については、同県の「観光客動態調査」において、地域別データが県南部（五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）として公表されているため、災害救助法の適用対象となった市町村と重なる市町村が多い県南部のデータを利用して、大水害発生前を含む平

成 22（2010）年から平成 23（2011）年までの 2 年間と大水害発生後の平成 24（2012）年から平成 25（2013）年までの 2 年間を比較すると、県南部以外の市町村では、大水害発生後、観光レクリエーション入込客数は減少から増加に転じたのに対し、県南部の市町村では、減少傾向が続いている（図表 28）。

【図表 28】 奈良県内における大水害発生前後の観光レクリエーション入込客数増減率

単位：%



備考：奈良県「観光客動態調査」に基づき作成。

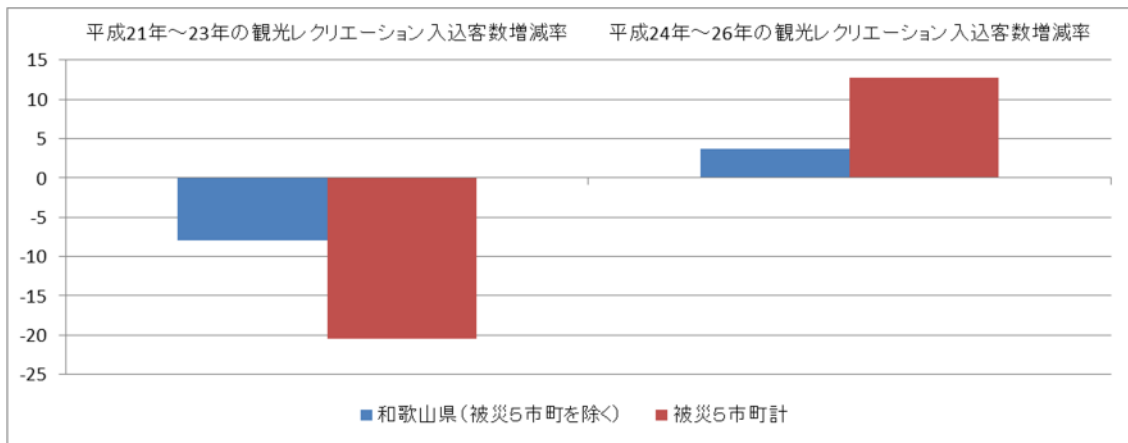
和歌山県については、紀伊半島大水害が

発生した平成 23（2011）年の前を含む 3

年間に当たる平成 21（2009）年から平成 23（2011）年までの観光レクリエーション入込客数増減率と紀伊半島大水害が発生した後の 3 年間に当たる平成 24（2012）年から平成 26（2014）年までの観光レクリエーション入込客数増減率を比較すると、災害救助法の適用対象となった市町以外の

市町村及び同法の適用対象となった市町ともに、大水害発生の前後で、観光レクリエーション入込客数が減少傾向から増加傾向へと転じ、その増加率は同法の適用対象となった市町が同法の適用対象となった市町以外の市町村を上回っている（図表 29）。

【図表 29】和歌山県における観大水害発生前後の光レクリエーション入込客数増減率  
単位：%



備考：和歌山県「観光動態調査報告書」（和歌山県商工観光労働部観光局観光振興課）に基づき作成。

## 5. おわりに

紀伊半島大水害により特に甚大な被害を受けた被災地について、その復興まちづくりは依然として途上であるものの、統計データから分析を行ったところ、一部は、復興の進捗を感じさせる結果を得ることができた。

しかしながら、多くの被災市町村において、紀伊半島大水害が過疎化の進展に影響していると思われ、大規模土砂災害対策の進捗を始めとする復興まちづくりを一層促進する必要がある。

関係各方面における今後の取組に期待したい。

<参考文献等>

・内閣府ホームページ「平成 23 年台風第 12 号による被害状況等について」

（<http://www.bousai.go.jp/updates/h230903taihu12.html>）

「市区町村別 人口・経済関係データ」

（[http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/keizai-jinkou\\_data.html](http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/keizai-jinkou_data.html)）

・「平成 23 年（2011 年）紀伊半島台風 12 号土砂災害調査報告」国総研資料 第 728 号 国土交通省国土技術政策総合研究所

（<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0728.htm>）

・「2011 年紀伊半島大水害 国土交通省近畿地方整備局 災害対応の記録」国土交通省近畿地方整備局企画部企画課 紀伊半島大水害記録誌事務局平成 25（2013）年 3 月発行 平成 26（2014）年 1 月改訂発行

( <http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/saitaishien/kiihantou/kiihantou-kirokushi.pdf>)

・国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所ホームページ「平成 23 年台風 12 号土砂災害関連情報」

(<http://www.kkr.mlit.go.jp/kiisanchi/map/>)

・三重県ホームページ「紀伊半島大水害～平成 23 年台風第 12 号による災害の記録～」

( <http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/72398007985.htm>)

「紀伊半島大水害（台風 12 号）に関する被害と支援状況」

(<http://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/talas/>)

「住宅建設情報」

( <http://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/35861031390.HTM>)

・奈良県ホームページ「紀伊半島大水害に関する情報」

(<http://www.pref.nara.jp/16688.htm>)

「紀伊半島大水害からの復旧・復興」

(<http://www.pref.nara.jp/38772.htm>)

「奈良県紀伊半島大水害復旧・復興計画」

(<http://www.pref.nara.jp/item/136243.htm>)

・和歌山県ホームページ「紀伊半島大水害からの復興」

( <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/kikikanri/typhoon/>)

・全国町村会ホームページ「紀伊半島大水害からの復興の村づくり」奈良県十津川村 2016 年 1 月

(<http://www.zck.or.jp/forum/forum/2946/2946.htm>)

・五條市ホームページ「災害活動記録「平成 23 年 紀伊半島大水害～台風 12 号の活動記録と教訓」」

(<http://www.city.gojo.lg.jp/www/contents/1362701044167/>)

・新宮市ホームページ「紀伊半島大水害新宮市記録集を発行しました」

( [https://www.city.shingu.lg.jp/forms/info/info.aspx?info\\_id=36732](https://www.city.shingu.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=36732))

・十津川村ホームページ「十津川村復興計画を策定しました。」

( <http://www.vill.totsukawa.lg.jp/www/contents/1335230737583/>)

・一般社団法人 近畿建設協会ホームページ「平成 23 年 台風 12 号 紀伊半島大水害 ～講演会・シンポジウムの記録～」

(<http://www.kyokai-kinki.or.jp/topics/e-book-kyokai/kii-suigai.html>)

・東日本建設業保証株式会社ホームページ「公共工事前払金保証統計」

(<https://www.ejcs.co.jp/report/stats.html>)

・ドキュメント 豪雨災害ーそのとき人は何を見るか (岩波新書) 新書 - 2014/6/21

稲泉 連

・一般財団法人 民間都市開発推進機構 都市研究センター Research Memo 2016 年 2 月「市町村別統計データからみた岩手県・宮城県の復興状

況について」上席参事兼都市研究センター副所長 佐々木 晶二

( [http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/research\\_27.pdf](http://www.minto.or.jp/print/urbanstudy/pdf/research_27.pdf))